

第552回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和5年4月21日（金）

午前10時30分

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 第2種共同漁業（張網漁業）及び第1種区画漁業（真珠養殖業・小割式養殖業）に係る一斉切替のスケジュールについて【協議】

(2) 令和5年度事業計画について【協議】

(3) 令和4年度第14期茨城県海面利用協議会霞ヶ浦北浦海区部会の結果について【報告】

(4) 令和4年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果について【報告】

(5) 令和5年度漁業調整関係業務について【報告】

(6) 令和5年度霞ヶ浦北浦の振興策について【報告】

(7) その他

7 閉 会

第2種共同漁業(張網漁業)及び第1種区画漁業(真珠養殖業・小割式養殖業)
に係る一斉切替のスケジュールについて

令和5年4月21日

霞ヶ浦北浦水産事務所漁業調整課

第2種共同漁業(張網漁業)・第1種区画漁業(真珠養殖業)

1. 免許期間

平成25年9月1日から令和5年8月31日まで(現在)

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで(次回)

2. 漁業権切替えスケジュールの概要

年度	月	事項	内容
R 4	4~8月	意向調査 行使実態調査	関係漁協・行使者を対象に継続意向調査、意見聴取、 行使実態調査を実施
	6~12月	関係機関調整	関係者・関係機関との調整(利害関係人の意見聴取等) (法第64条第1項)
	9月	基本方針	委員会における免許切替の基本方針案の事前協議
	11月	素案協議	委員会における海区漁場計画(素案)の協議
	12月	海区漁場計画	委員会における海区漁場計画案の事前協議
	1月	委員会諮問	知事から委員会あて海区漁場計画の諮問(法第64条第4項)
	2月	公聴会	公聴会(法第64条第5項)
	2月	委員会答申	委員会から知事あて答申
	3月	決定公示	海区漁場計画の公表・公示(法第64条第6項)
R 5	5月	判断基準	判断基準の制定・公表
	6~7月	免許申請	免許申請書受付(法第69条第1項)
	7~8月	審査	適格性の審査(法第72条)
	8月	委員会諮問 答申	知事から委員会あて諮問(法第70条) 委員会から知事あて答申
	8月	免許	免許状交付(法第69条)
	9月	公示	県報掲載

※「法」は漁業法を示す

第1種区画漁業(小割式養殖業)

1. 免許期間

令和 元年9月1日から令和 6年8月31日まで (現在)

令和 6年9月1日から令和11年8月31日まで (次回)

2. 切替えスケジュールの概要

年度	月	事項	内容	
R4	1-2月	意向調査	行使者を対象に継続意向を調査	
R5	6-8月	行使実態調査	関係漁協・行使者からの意見聴取、行使実態の確認	
	10月	基本方針 取扱方針	海 区 漁 場 計 画	委員会における免許切替えの基本方針案、海区漁場計画の 取扱方針案の事前協議
	11月	素案協議		委員会における海区漁場計画(素案)の協議
	12月	関係機関調整	関係者・関係機関との調整(利害関係人の意見聴取等) (法第64条第1項)	
	1月	委員会諮問	知事から委員会あて海区漁場計画の諮問(法第64条第4項)	
	2月	公聴会	公聴会(法第64条第5項)	
	2月	委員会答申	委員会から知事あて答申	
	3月	決定公示	海区漁場計画の公表・公示(法第64条第6項)	
R6	5月	判断基準	判断基準の制定・公表	
	6-7月	免許申請	免許申請書受付(法第69条第1項)	
	7-8月	審査	適格性の審査(法第72条)	
	8月	委員会諮問 答申	知事から委員会あて諮問(法第70条) 委員会から知事あて答申	
	8月	免許	免許状交付(法第69条)	
	9月	公示	県報登載	

※「法」は漁業法を示す

法令抜粋

漁業法

(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準）

海区漁場計画の作成等について
(令和4年4月14日付け水産庁長官通知)

- 第3 漁業権の免許
- 4. 免許をすべき者の決定
(2) 法第73条第2項第2号

2) 判断基準

この判断基準については、行政手続法第5条第1項の規定に基づき、あらかじめ審査基準を定め、公表することとされた。

この審査基準は、各地域の水産業の実情を踏まえて作成されるべきであり、同じ都道府県内でも、地域によって審査基準が異なることもあり得る。地域の水産業の将来を見据え、実効性のある審査基準とするよう検討し、**委員会にもあらかじめ示すこととされた。**

なお、この審査は都道府県知事が行うものであることから、既存の漁業権者の同意の有無等をもって判断するものとはならないように留意して審査基準を作成されたい。地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を判断するための審査基準であるとの前提に立ち、複数の審査項目を設け総合的に判断するものとなるよう努められたい。

3) 審査方法

漁業法施行規則第25条において、免許の申請には、事業計画書を添付しなければならないものとされている。

都道府県知事は、地域水産業の発展に寄与することの審査のため、免許の申請をしようとする者が添付する事業計画書に、法第73条第2項第2号に例示するよう、漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業機会の確保など新たな漁業権を有することとなった場合の計画を記載させることなどが考えられる。どのような書類を提出させるのかも含め、あらかじめ審査基準において明らかにすることとされた。

(後略)

海面利用制度等に関するガイドライン
(令和2年6月30日付け水産庁長官通知)

第4 漁業権 1 漁業の免許

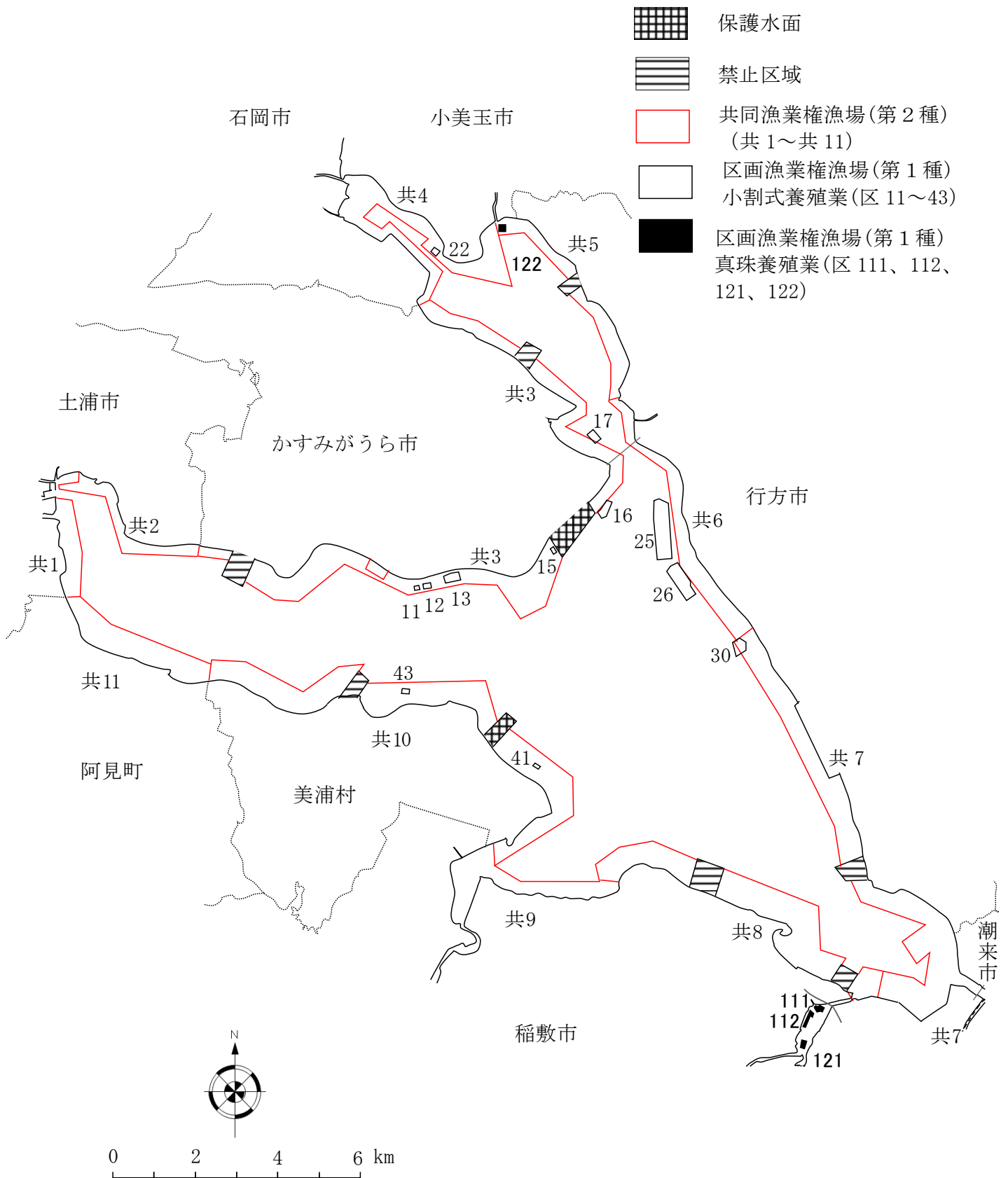
法第73条第2項第1号以外の場合は、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に対して免許をするものとされている(法第73条第2項第2号)。

「地域の水産業の発展に最も寄与する」か否かは、新たに設定された個別漁業権について複数の免許の申請があった場合に判断することとなる。

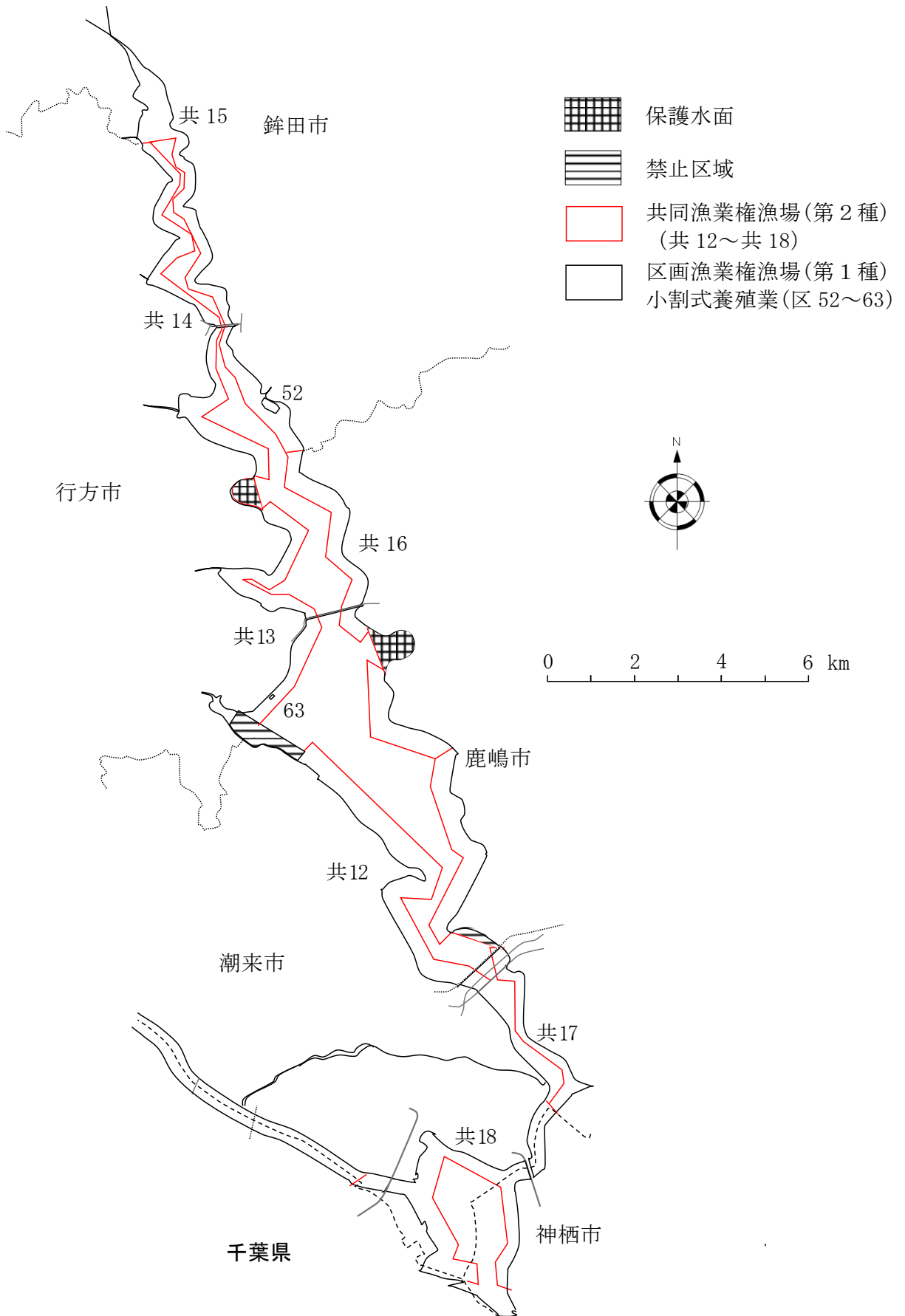
この場合においては、生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案することが適当と考えられる。また、同じ都道府県の水面であっても、個別漁業権の対象となる魚種や漁場の条件により、判断基準が異なることは当然に考えられる。このため、あらかじめ判断基準を定め、複数の免許の申請があった場合に速やかに免許することができようにしておくことが望ましい。

(後略)

霞ヶ浦北浦海区の漁場図(霞ヶ浦)



霞ヶ浦北浦海区の漁場図(北浦)



令和5年度 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 事業計画 (案)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会	開催 第552回委員会 (4/21)	委員会	(休会)	委員会	委員会	(休会)	委員会	委員会	(休会)	委員会	公聴会 委員会	(休会)	
	協議・報告・その他 ○第2種共同漁業(張網漁業)及び第1種区画漁業(真珠養殖業・小割式養殖業)に係る一斉切替のスケジュールについて ○令和5年度事業計画について ●令和4年度第14期茨城県海面利用協議会霞ヶ浦北浦海区部会の結果について ●令和4年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果について ●令和5年度漁業調整関係業務について ●令和5年度霞ヶ浦北浦の振興策について	○漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について ●共同漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の判断基準について ●茨城県資源管理方針の一部改正について ●ワカサギ漁期前調査に伴う特別採捕許可について ●落とし網漁業の操業実績について		○茨城県資源管理方針の一部改正について ●令和5年度ワカサギ漁期前調査の結果について	○第2種共同漁業(張網漁業)及び第1種区画漁業(真珠養殖業)に係る免許について ○全漁調連東日本ブロック会議に係る令和6年度総会に向けた要望事項について			○第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画(素案)の事前協議について ●第2種共同漁業(張網漁業)及び第1種区画漁業(真珠養殖業)に係る免許の結果について ●第15期茨城県海面利用協議会霞ヶ浦北浦海区部会初会議の結果について	○第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画(素案)の事前協議について ●漁業権に係る資源管理状況等の報告について ●トロール漁対象魚種の資源状況について ●東日本ブロック会議の開催結果について	(休会)	○第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画(案)について ○公聴会の開催について ●令和5年度ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について ●ワカサギ資源について	公聴会 ○第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画(案)について 委員会 ○第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画(案)について ○落とし網漁業に係る委員会指示の継続について ●令和5年のトロール漁について	
全国海区漁業調整委員会連合会		第59回通常総会 (5/26東京都)		事務局長会議				東日本ブロック会議	事務局職員研修会				
茨城県海面利用協議会					霞ヶ浦北浦海区部会第15期初会合						霞ヶ浦北浦海区部会		

令和4年度 第14期 茨城県海面利用協議会 霞ヶ浦北浦海区部会の結果について

1. 開催結果

	会議	日時・場所等	協議事項
第14期	第2回	令和4年8月18日(木) 13時30分～ 土浦合同庁舎第1分庁舎 3階会議室 出席委員：6名	1. 霞ヶ浦北浦における遊漁実態について 2. 霞ヶ浦北浦における近年の漁獲動向について 3. 遊漁船業者に係る利用者の安全の確保の徹底について 4. その他
	第3回	令和5年2月23日(水) 15時30分～ 土浦合同庁舎本庁舎 3階会議室 出席委員：7名	1. 霞ヶ浦北浦における遊漁実態調査について 2. 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則と茨城県内水面漁業調整規則との適用範囲の境界の変更について 3. 霞ヶ浦北浦の漁業資源について 4. その他

(参考)

第5回 霞ヶ浦北浦の釣りの ルール講習会	令和5年2月23日(水) 17時00分～ 土浦合同庁舎本庁舎 3階会議室 参加人数：35名(WEB含)	1. 最近の出来事 2. 霞ヶ浦・北浦の漁業について 3. 遊漁に関する制限と釣りのマナー
----------------------------	---	---

2. 令和4年度 遊漁実態調査の結果概要

(1) 目的

- 霞ヶ浦北浦で行われている遊漁及び湖上レクリエーションの現地調査を実施し、湖面の利用実態を把握する。併せて、遊漁者に対するワカサギ等採捕禁止期間の周知活動や保護水面・禁止区域における注意指導などを行う。

(2) 調査日

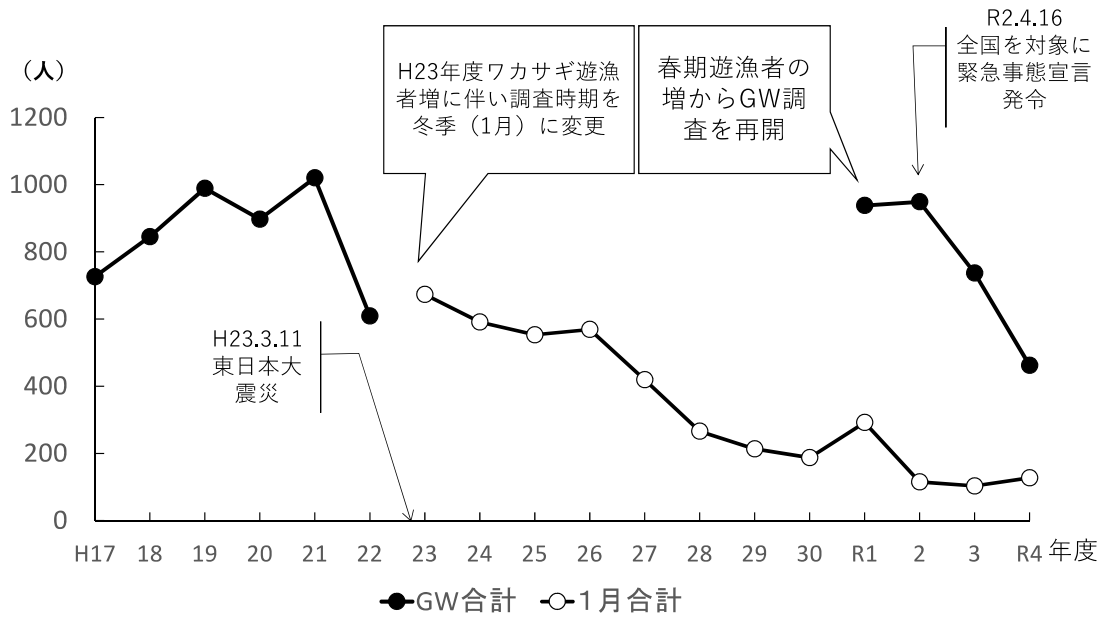
時期	調査日	天候
春季調査	令和4年4月30日(土)	晴れ 風速3.1～4.8m/s
冬季調査	令和5年1月13日(金)	晴れ 風速1.6m/s

※コイ採捕禁止期間：5月11日～6月10日

※ワカサギ採捕禁止期間：1月21日～2月末日、5月1日～7月20日

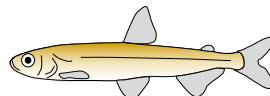
(3) 結果概要

① 霞ヶ浦北浦における遊漁者数の経年変化（春季・冬季）

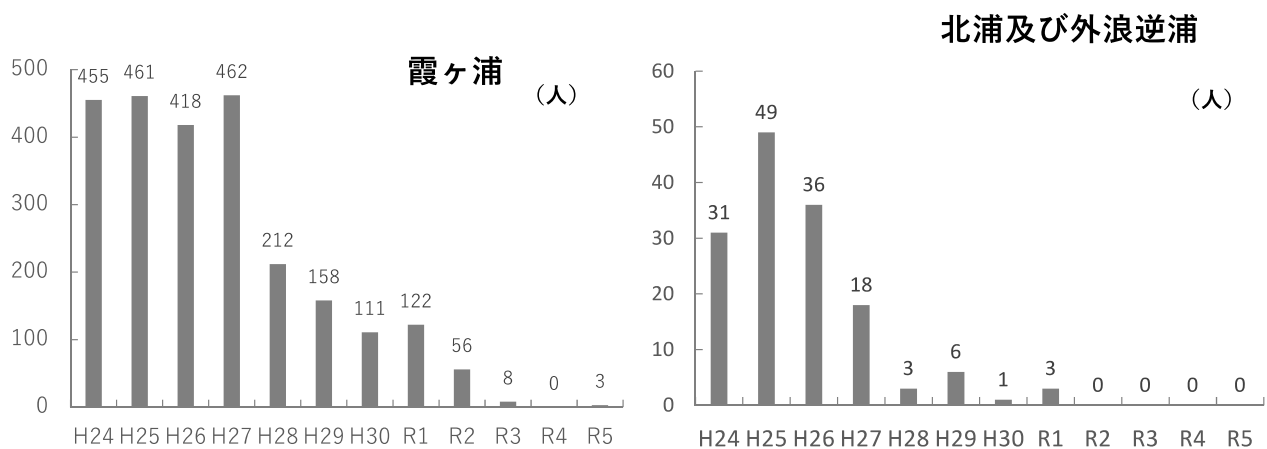


ワカサギ遊漁者の増に伴いH23年度冬より開始した冬季実態調査だが、開始以降減少傾向が続いている。

② 冬季ワカサギ遊漁者数の減少



ワカサギ遊漁者数の推移（冬季調査）



全域で、R3~R5年はピーク時（H24~H27年）と比較して、ほとんどワカサギ遊漁者がおらず、特に北浦ではここ3年連続で0人であった。

3. 春季遊漁実態調査に係る予備調査の結果概要

(1) 目的

- ・近年の霞ヶ浦北浦における冬季の遊漁実態調査では、ワカサギ等の遊漁者が減少している。
- ・一方で、第14期第2回協議会において、春季のテナガエビ・アメリカナマズ・スズキ釣りに関しては遊漁者が増加しているのではないかと委員からの意見を受け、令和5年度の春季調査に向けて、遊漁関係事業者（霞ヶ浦北浦周辺の釣具店等）に対し予備調査（アンケート調査）を実施した。

(2) 対象

- ・霞ヶ浦北浦周辺の釣具店、遊漁船業者計59者（うち回答9者 回答率約15%）

(3) 方法

- ・紙面及び「いばらき電子申請・届出サービス」によるアンケート

(4) 実施時期

- ・令和4年11月17日（木）～令和4年12月9日（金）

(5) アンケート調査結果の概要

魚種	主な回答内容
テナガエビ	【増加】H29～R2頃から増加／【時期】6～10月頃（盛期は6～7月頃）／【時間帯】朝・夕／【釣果】平均30尾程度（5～250尾）大きさ約6～10cm／【餌・仕掛】赤虫・ミズなど、2m前後のベ竿で浮き釣り／【処理】食用持帰が多い／【場所】湖内全域で釣れるが特にテトラ帯や流入河川での情報が多い／【その他】足場がよくて駐車スペースが確保できること、仕掛けも軽量で、ワカサギに変わる食用遊漁種などが人気の理由に挙げられていた一方で竿を複数広げて場所を占拠する者や、駐車に関するトラブルが聞かれた。
アメリカナマズ	【増加】H28～R2年頃から増加／【時期】4～10月頃（盛期は6～9月頃）／【時間帯】朝・夕／【釣果】平均7尾程度（1～50尾）大きさ50cm前後／【餌・仕掛】餌：ナマズ用餌、塩辛、レバー、魚切り身など多様、リール竿（投げ釣り）／【処理】食用持帰・再放流／【場所】高浜入、南側の湖岸、行方市南部に多い／【その他】手軽に大物が釣れる利点がある一方、釣ったアメリカナマズの湖岸放置が問題であると回答があった。
スズキ （シーバス）	【増加】H30～R3年頃から増加／【時期】周年（盛期は8～9月頃）／【時間帯】朝・夕／【釣果】平均2尾程度（1～10尾）大きさ50cm前後／【餌・仕掛】ルアー釣り【処理】再放流（リリース）／【場所】全域（北浦で先に増えたとの情報も）／【その他】駐車スペースが確保でき、釣果が期待できると回答があった。トラブルについては特に回答はなかった。

4. 令和4年度実態調査（予備調査を含む）まとめ

【冬季ワカサギ遊漁者の減】

- H24～H27年頃にかけては冬季のワカサギ遊漁者は非常に多く、ピーク時であったH25年には霞ヶ浦北浦全域で510人だったが、ワカサギ資源の減少の影響からか、R3～R5年では遊漁者がほとんどみられなくなったことから、冬季調査は令和4年度をもって一旦中止とした。

【春季テナガエビ等遊漁者の増】

- 近年は、春季におけるテナガエビ、アメリカナマズ等の釣りが増えてきているとの参考情報があることから、令和4年度は予備調査を実施し、令和5年度春季調査からは、当該魚種についての内容を拡充し実施する。

霞ヶ浦北浦の釣りのルール講習会が開催されました

講習会概要

令和5年2月22日（水）に土浦合同庁舎にて、遊漁者を対象に漁業者・遊漁者がお互い安全に霞ヶ浦を利用できるようにすることを目的とした「霞ヶ浦北浦の釣りのルール講習会～マナーを守って楽しく安全に！～」が約3年ぶりに開催されました。

当日は会場とオンラインのハイブリット開催で、計35名の方の参加がありました。

最初に県から霞ヶ浦北浦の遊漁に関する最近の出来事や漁業の概要、遊漁に関する制限やマナーについてスライド等を用いて説明を行いました（ページ下の当日資料を参照）。

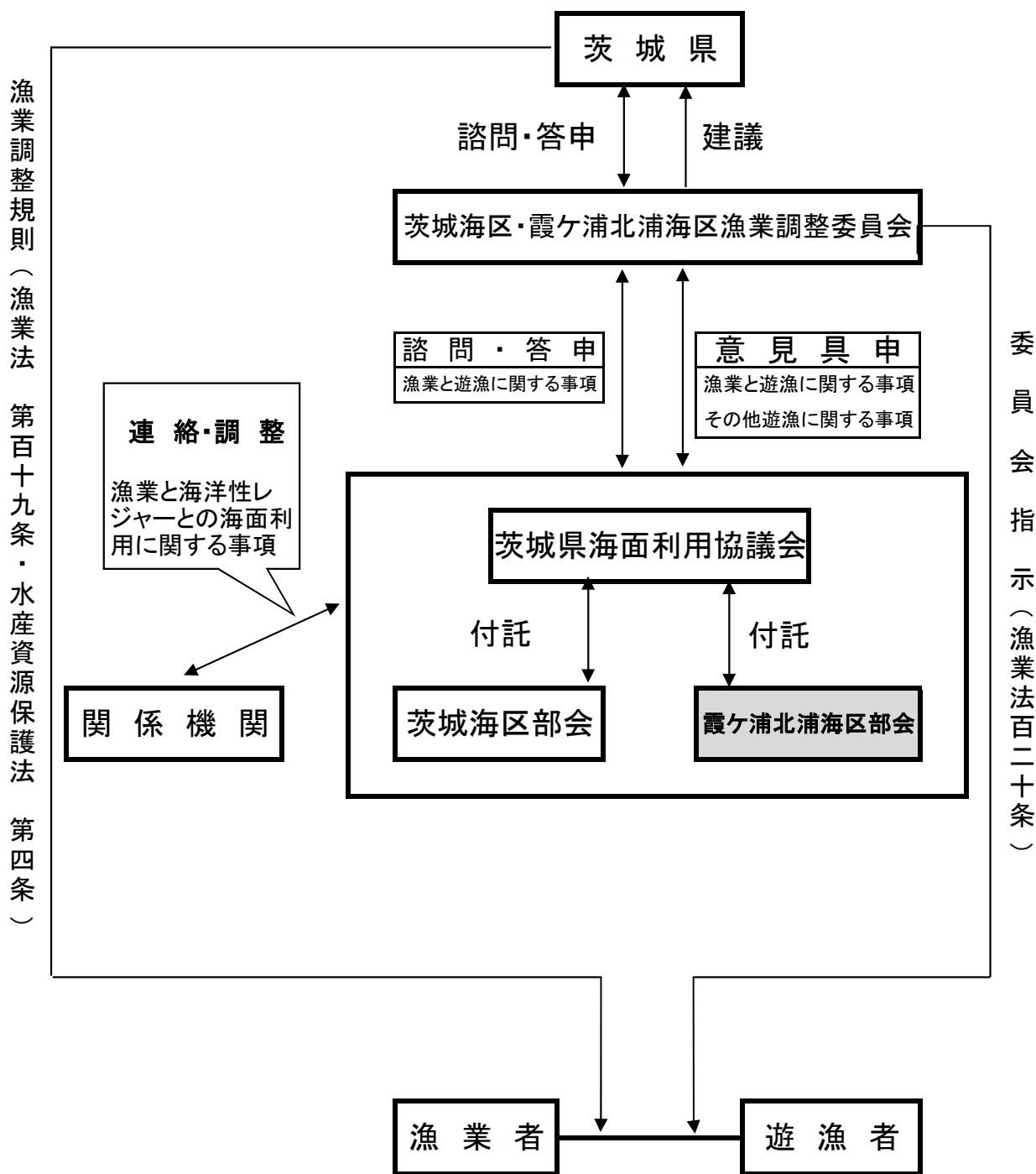
その後の意見交換では、参加者から、誤って漁具にルアー等を引っ掛けてしまった場合の対応等について質問があり、地元漁協からは、ルアー等の引っ掛かりや漁具の破損等が生じた場合には、そのままにせず、近くの漁協へ連絡してほしい等の意見がありました。

県では今後も、このような取組を通じ、漁業者・遊漁者がお互い安全に利用できるよう霞ヶ浦北浦における釣りのルールの周知を図って参ります。



講習会の様子

茨城県海面利用協議会の機能と関係機関の体系図



令和4年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果について

令和5年4月21日
霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

1. 採卵実施期間

霞ヶ浦地区：霞ヶ浦漁協1/20～2/2 麻生漁協 1/23～1/26

北浦地区：きたうら広域漁協 1/22～2/2

2. 令和4年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果

組合名	採捕回数 (延べ)	採捕数量 (kg)					シュロ 枚数 (枚)	キンラン 数 (本)	分離 卵数 (万粒)	合計 卵数 (万粒)
		オス	メス		未判別	計				
			成熟	未熟						
霞ヶ浦漁協	12	11.8	9.3	2.5	169.0	192.6	2,004	205	611	7,544
土浦支部 かすみがうら支部 小美玉支部 玉造支部 阿見町支部 (自然採卵施設)	7	0	0	0	169.0	169.0	1,154	205	611	4,738
美浦村・古渡支部	2	5.8	5.3	2.5	0	13.6	545	0	0	1,799
稲敷支部	3	6.0	4.0	0	0	10.0	305	0	0	1,007
麻生漁協	2	2.0	4.0	0.9	-	6.9	750	0	0	2,500
霞ヶ浦 計	14	13.8	13.3	3.4	169.0	199.5	2,754	205	611	10,043
きたうら広域漁協	6	22.6	4.8	1.9	-	29.3	1,076	0	0	3,582
大和支部	3	4.6	0.8	0.7	-	6.1	171	0	0	569
		霞ヶ浦漁協より提供				0	0	(60)	0	(1080)
北浦支部	3	18.0	4.0	1.2	-	23.2	905	0	0	3,013
		霞ヶ浦漁協より提供				0	(60)	(40)	0	(920)
北浦 計	6	22.6	4.8	1.9	-	29.3	1,076	0	0	3,582
合計	20	36.4	18.1	5.3	169.0	228.8	3,830	205	611	13,625

注1) 自然採卵施設の合計4,738万粒のうち1,862万粒を他漁協等に提供

注2) () の数は集計に含めていない

注3) 1/21～2/2は特別採捕許可による

3. 平成30年～令和4年度の採卵計画と実績

組合名	年度	採捕回数 (延べ)	ワカサギ採捕数量(kg)					採卵計画 (万粒)	採卵実績 (万粒)	実績/ 計画 (%)
			オス	メス 成熟	メス 未熟	未判別	計			
霞ヶ浦漁協	H30	46	92.8	103.1	167.9	378.1	741.9	33,000	25,995	79%
	R1	26	43.9	13.7	74.5	207.2	339.3	33,100	18,806	57%
	R2	32	18.3	6.0	2.6	250.3	277.2	33,100	12,040	36%
	R3	14	4.6	5.1	0.7	126.2	136.6	34,600	11,918	34%
	R4	12	11.8	9.3	2.5	169.0	192.6	33,100	7,544	23%
麻生漁協	H30	2	22.0	1.5	0.0	-	23.5	4,950	3,563	72%
	R1	2	7.5	3.5	0.5	-	11.5	4,950	2,667	54%
	R2	2	9.0	4.0	0.0	-	13.0	4,950	3,400	69%
	R3	2	5.0	6.0	0.8	-	11.8	4,950	3,000	61%
	R4	2	2.0	4.0	0.9	-	6.9	4,950	2,500	51%
きたうら 広域漁協	H30	5	75.0	12.6	5.2	-	92.8	8,000	9,627	120%
	R1	6	8.7	3.1	1.3	-	13.1	8,000	3,697	46%
	R2	6	21.7	4.0	2.7	-	28.4	8,000	4,831	60%
	R3	6	13.6	4.9	2.9	-	21.4	8,000	4,245	53%
	R4	6	22.6	4.8	1.9	-	29.3	8,000	3,582	45%

令和5年度 漁業調整関係業務について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

1. 漁業制度に関すること

漁業の実態及びそれを取り巻く環境変化を把握し、令和2年12月に改正漁業法が施行されたことを踏まえ、漁業権漁業や知事許可漁業等漁業に関する制度を適切に運用するとともに、漁業者自身による自主的な漁業管理体制の確立を推進する。

2. 漁業権漁業に関すること

現在、当海区においては、36件の漁業権が免許されている（表1）。改正漁業法の施行に伴い、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、漁業生産力を発展させるための計画の策定及び点検作業と資源管理の状況や漁場の活用状況等の報告が義務付けられたため、地域の実情に沿った適切な助言・指導を行う。

令和5年8月31日に免許期間満了を迎える第2種共同漁業権（張網漁業）と第1種区画漁業権（真珠養殖業）については、昨年度作成した海区漁場計画に基づき適切な免許切替を行う。

また、第1種区画漁業権（小割式養殖業）については、令和6年8月31日をもって免許期間が満了するため、今年度より漁場計画の策定等の免許関連手続を開始する。

表1 霞ヶ浦北浦海区における漁業権の状況

漁業の種類	漁業の名称	免許件数	免許期間
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	18件	H25.9.1～R5.8.31
	小型雑魚張網漁業		
第1種区画漁業	小割式養殖業	14件	R1.9.1～R6.8.31
	真珠養殖業	4件	H25.9.1～R5.8.31

3. 知事許可漁業に関すること

今年度は、知事許可漁業の有効期間満了に伴う新たな許可（許可の一斉更新）は予定されていないが、昨年度より運用を開始した有効期間中の新たな許可について改正漁業法に基づき、制限措置に関する漁業調整委員会への諮問と公示を経て、許可の発給を行う。

表2 知事許可漁業の有効期間（令和5年3月31日現在）

漁業種類	有効期間	許可件数
いさざ・ごろひき網漁業	R3.3.1～R8.2.28	72
しらうおさし網漁業	R3.9.1～R8.8.31	89
雑魚さし網漁業	R4.1.1～R8.12.31	174
つけ漁業（おだ漁業）	R4.3.25～R9.3.24	14
つけ漁業（笹浸漁業）	R4.3.25～R9.3.24	38
つけ漁業（その他のつけ漁業）	R4.3.25～R9.3.24	13
わかさぎ・しらうおひき網	R4.7.21～R9.7.20	237
ます網漁業	R4.7.28～R9.7.27	17
合計		

4. 漁業権、知事許可漁業にかかる地理情報システム化

令和4年度に、第2種共同漁業権（大型小型雑魚張網漁業）及び第1種区画漁業権（真珠養殖業）の海区漁場計画策定に伴い、漁場基点の測量と漁場区域の地理情報システム化（GIS）を実施した。

令和5年度は、第1種区画漁業権（小割式養殖業）の海区漁場計画策定に伴い、漁場区域のGIS化と、知事許可漁業の操業区域の基点測量及びGIS化を実施する。

5. 特別採捕許可に関すること

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (1) ワカサギ漁期前調査（水産試験場内水面支場） | 6月下旬～7月上旬（予定） |
| (2) ワカサギ人工ふ化放流事業（張網による親魚採捕） | 1月下旬～（予定） |
| (3) 帆びき網漁業（伝統漁法の承継及び観光） | 周年（年間特採） |

6. 特定水産動植物採捕許可に関すること

漁業法改正により、うなぎ稚魚（全長13cm以下）、あわび、なまこが特定水産動植物に指定され（漁業法施行規則第41条）、漁業権や許可に基づかない採捕が禁止されたことから（漁業法第132条／罰則3年以下懲役又は3千万円以下の罰金）、試験研究又は教育実習のためにこれらを採捕する場合には、知事による特定水産動植物採捕許可を受けることが必要となった（同施行規則第42条第1項）。

このうち、うなぎ稚魚については、令和5年12月1日から施行となるため、霞ヶ浦北浦海区においてうなぎ稚魚を採捕する場合の当該許可の発給を行う。

7. 漁業秩序維持及び漁業取締に関すること

法令遵守の徹底をはじめ、漁業者の内部規制については、漁業者組織（漁協・漁業者部会）が中心となって対応できるよう支援していくほか、遊漁者等による違法な採捕行為（外部密漁）などについて、県と漁協が連携して対応するなど霞ヶ浦北浦の漁業秩序維持に必要な取組を実施する。

8. 海面利用の調整に関すること

霞ヶ浦北浦における円滑な海面利用を図るため、漁業者と遊漁者や海洋性レクリエーション関係者との調整を行う。

今年度は、第14期の委員の任期が令和5年7月に満了となることから、委員の改選を行う。

- ・海面利用協議会 令和5年8月（初会合）、令和6年2月（予定）
- ・遊漁実態調査等 令和5年5月（予定）
…遊漁（ワカサギ釣り等）及び海洋性レクリエーションの実態把握。令和5年度からは、テナガエビ釣り等を調査項目に追加。

9. 資源管理型漁業の推進及び資源の利活用に関すること

霞ヶ浦北浦では、平成18年7月に作成した『霞ヶ浦北浦海区ワカサギ資源回復計画（茨城県）』に基づき、ワカサギ資源の維持・回復のための取組が行われ、その取

組は、平成 23 年 3 月作成の『茨城県資源管理指針（茨城県）』に引き継がれ、現在の霞ヶ浦北浦の資源管理の基礎となった。

一方で、同方針は令和 2 年 12 月に施行された改正漁業法により、「茨城県資源管理方針」に基づき、漁業者が資源管理の目標を定めた、「資源管理協定」を締結し、県の認定を受けて、目標達成のための取組を行っていく枠組みへと移行していくこととされたことから、今年度中の協定策定にむけ支援していく。

また、平成 22 年にスタートしたトロール部会による自主管理においては、昨年度約 6 年ぶりに『資源利用協議会』が開催され、年末のトロール漁におけるワカサギ資源保護の取組が実施された。

今年度もこれら取組を支援し、漁業者による資源管理型漁業のより一層の推進を図る。

資源管理体制のイメージ図



10. 漁船管理、漁港管理、保護水面管理に関すること

- (1) 登録漁船の検認や各種申請手続の指導等を通じて漁船管理を適切に行い、漁業秩序の維持等を図る。
- (2) 漁港の適正な管理指導を行う。
 - ・ 県 管 理 漁 港：麻生
 - ・ 市町村管理漁港：沖宿、牛渡、手賀、荒宿、五町田、小高、木原、白浜、安中、志戸崎
- (3) 水産資源の保護培養を図るため、保護水面を適切に維持管理する。
 - ・ 不鮮明な標示の補修、保護水面・禁止区域内における遊漁指導など
 - ・ 令和 5 年度においては、老朽化した補助杭、標識（看板）等の更新工事を実施する。

11. その他

- (1) 操業時の事故未然防止に対する啓発活動の随時実施、安全な操業体制の推進
 - ① 夜間操業における灯火の徹底

- ② ライフジャケットの着用義務化に対する周知 など
- (2) 船外機の盗難事件等に対し漁協等が実施する周知・啓発活動の支援

令和5年度霞ヶ浦北浦の漁業振興策

項目	事業名等 (新)は新規事業、(拡)は拡充事業)	予算額 (千円)	内容	今後の対応方向(検討中)
1 主要魚種の資源回復対策				
(1) 資源増大対策	ワカサギ人工ふ化事業(水産振興協議会予算)	3,215 (うち一部)	霞ヶ浦北浦において漁業者が実施するわかさぎ人工ふ化事業に助成(自然産卵法及び人工授精)。	
	(2) 漁場環境の改善			
	漁場環境保全創造事業費	52,161	水生植物帯造成による湖岸環境の再生(鹿嶋市爪木地先、潮来市大賀地先)。	テナガエビ増殖礁の整備の検討
		55,000	既存の水生植物帯施設の機能保全工事(かすみがうら市柏崎地先、行方市八木蒔地先)。	
	漁業による水質浄化機能促進事業	12,930	未利用魚の回収による湖内からの栄養塩の除去(計画数量:霞ヶ浦260トン、北浦37トン)。	アメリカナマズ駆除対策の強化
	前浜の造成(国交省・水資源機構)	—	湖岸域への養浜による前浜の造成。	事業促進を国へ要望
(3) 不漁要因に関する研究				
	新) 霞ヶ浦北浦主要水産物の生態に及ぼす影響解明研究事業費	2,800	霞ヶ浦北浦の主要水産物の生態に影響を与えている要因の評価・解明。	不漁要因を踏まえた対策
2 環境変動に左右されない収益源の創出				
(1) 水産物の付加価値向上対策				
	新) 霞ヶ浦北浦産シラウオトップブランド化事業	5,000	水試技術を用いて生産したシラウオの高付加価値化。高価格販売に向けたマーケティング調査を実施。	
	新) 未利用魚有効利用促進事業	10,941	未利用魚の飼肥料化による有価値化の検討。養殖、畜産、果菜農家等への販路調査を実施。	
(2) 天然ウナギ資源の増大対策				
	拡) 内水面資源動態研究費	2,410 (うち一部)	常陸川水門におけるウナギ遡上拡大調査(閘門の活用、汲み上げ放流の検討)。	
	水産多面的機能発揮対策事業	9,140 (ウナギ5,440)	霞ヶ浦北浦における魚介類(ウナギ)の放流。その他、北浦では水生植物帯の維持活動を実施。	
(3) 新たな増養殖魚種の導入対策				
	拡) 「いばらきの養殖産業」創出事業	1,000 (うち一部)	漁業者等によるテナガエビ陸上養殖の実証への補助。	
		7,000	県産キャビアの市場づくり。「霞ヶ浦キャビア」のプロモーションを実施。	
3 その他の対策				
(1) コイ養殖業の振興				
	新) コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業(R4補正)	19,000	コイ養殖餌料価格高騰に対する助成	
	改良普及事業運営費	1,837 (うち一部)	コイ加工品販路開拓支援。コイメンチ等の販路拡大を検討。	
	増養殖魚種調査検討費	1,013 (うち一部)	養殖コイの性成熟コントロール技術等の開発を目指し、春季以外の抱卵魚の作出を試みる。	
(2) 新規就業者対策				
	拡) 経営体育成総合支援事業(国の長期研修支援事業)	5,259 (うち一部)	就業希望者の漁業現場での長期研修を支援(霞ヶ浦では2名の長期研修を予定)。	

R5年度新規事業：霞ヶ浦北浦主要水産物の生態に及ぼす影響解明研究事業費（国受託）

水産試験場
内水面支場

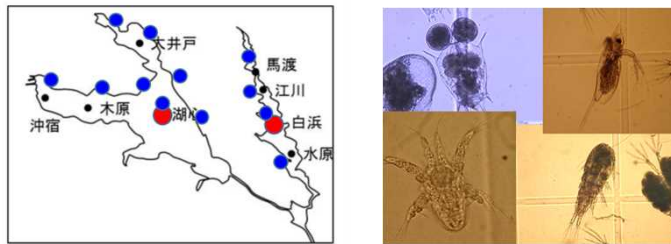
【事業概要】（R5年度予算額:2,800千円）

令和元年以降、霞ヶ浦北浦において、ワカサギ等の主要水産物の漁獲量が減少していることから、どのような要因が主要水産物の生態に影響を及ぼしているかを評価・解明する。

【事業内容】

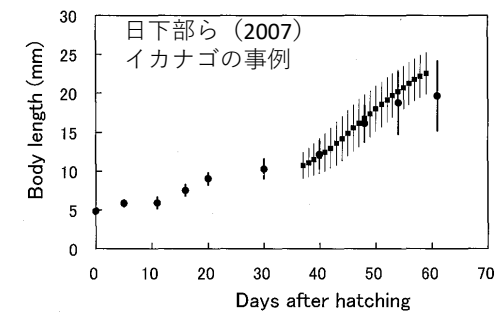
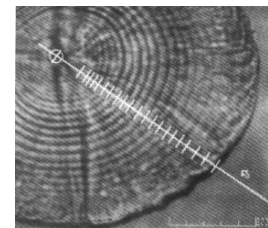
①動物プランクトンの変動の把握

・湖岸や湖心の動物プランクトンをモニタリングするとともに、過去との比較を行い、現在のワカサギ等の餌料生物の変動を把握、評価する。



②ワカサギ等の成長解析

・耳石を用いた日齢・成長解析を行い、それらを基に年別、水域別の成長履歴を比較検討する。



③漁獲資源の分布量調査

・張網の漁獲物を定期的に調査し、湖内における魚類相や分布量を把握する。この結果と過去の魚類相との差を比較検討する。

④環境要因との関係を解析

①～③の調査結果を総合的に検討する。
・ワカサギ等の成長履歴と、生態的要因（餌料生物・水温等）との関連を解析し、不漁要因を明らかにする。
・主要水産物の生息量の推移と捕食者等との関係を整理し、不漁との関係を明らかにする。



霞ヶ浦北浦産シラウトトップブランド化事業（新規）

【R5当初予算額 5百万円】

農林水産部漁政課企画調整G（029-301-4070）

シラウトのトップブランド化に向け、新たに開発した品質保持技術の生産者への普及に加え、市場調査や成分分析等により高価格シラウト商品を創出します。

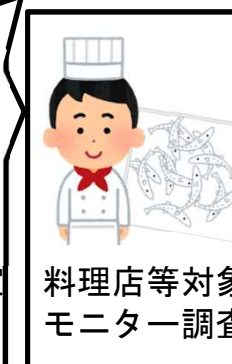
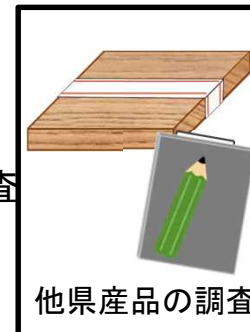
【トップブランド商品の創出と販売開始】

1 商品規格の決定、商品化・販売（5百万円）

- ・既存品（他県産品）の調査による本県産品との比較
- ・本県産の特長を見出す成分分析、試供品のモニター調査

2 生産体制の構築

- ・漁業者に対する技術講習を実施
- ・漁業者による商品規格の設定等の取組を支援





未利用魚有効活用促進事業（新規）

【R5当初予算額 11百万円】

農林水産部漁政課企画調整G（029-301-4070）

霞ヶ浦北浦のハクレン等未利用魚を飼肥料原料として活用するため調査・実証試験を行い、未利用魚の有価物化を推進し、新たな漁業収益の創出につなげます。

1 【未利用魚の魚粉化等試験】（6百万円）

- ・ 養殖用飼料工場で魚粉を試作
- ・ 魚粉の一般成分等の分析
- ・ 機能性成分(DHA、EPA等)の含有量把握



ハクレン



→



魚粉の試作

>>



一般成分等の分析

∨



※分析結果を市場調査に活用



未利用魚の漁獲

→



機能性成分分析

2 【未利用魚由来の飼肥料等試作試験に係る市場調査】（5百万円）

- ・ 試作した魚粉の成分等を基に用途・需要等の調査
- ・ 飼肥料の試作、実証試験の実施



用途・需要等調査

>>



飼肥料試作及び実証試験に係る調整

>>



実証試験の実施

常陸川水門における水産資源の遡上拡大調査

常陸川水門によって遡上が阻害されている水産資源の滞留状況を調査するとともに、水門に併設する船通閘門の試験運用による遡上拡大効果を確認する。

【調査時期】 令和5年5月上旬（大潮前後）／日没から日出まで

【調査地点】 常陸川水門の上下流約200mの範囲及び左岸側の閘門周辺

【調査方法】

試験1：水門下流部での滞留状況調査

夜間の上げ潮時に水門の下流側で火光すくい網を複数の地点で行い、潮位及び時刻別にシラスウナギ等の滞留状況を確認。

※採捕したシラスウナギは閘門内に放流し、上流側への遡上状況を確認。

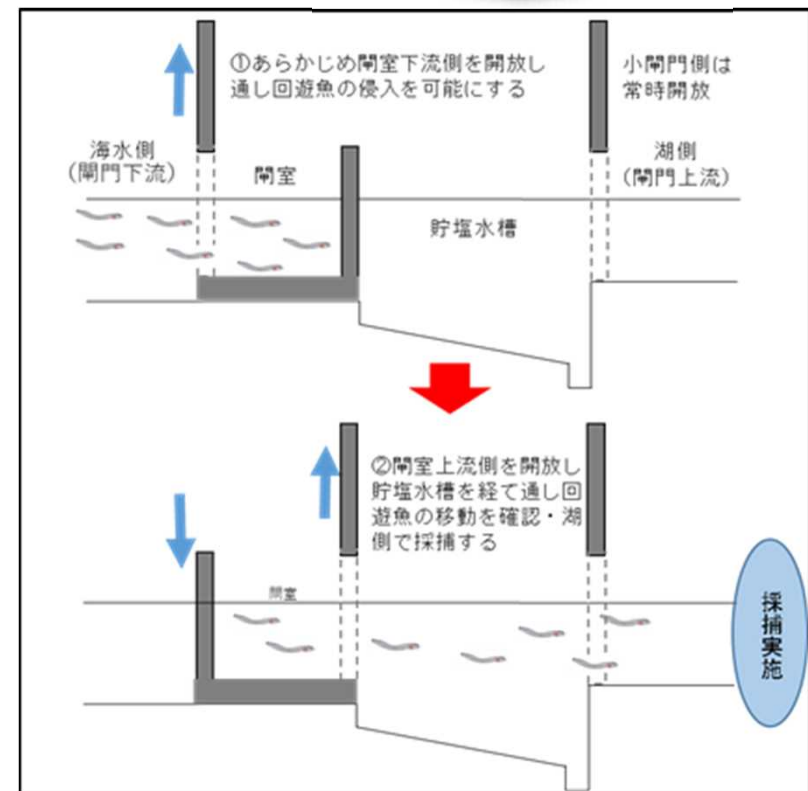
試験2：閘門の試験運用による遡上拡大試験

あらかじめ閘門の下流側を開放し、シラスウナギ等を閘門内へ誘導。

夜間のうちに閘門内のゲート进行操作することでシラスウナギ等が日出までに閘門内を移動して上流（湖側）まで到達するかを確認。

期待される成果

- ① 常陸川水門下流での効果的な汲上放流手法の開発。
- ② 閘門を活用したウナギ等の遡上拡大。



閘門の断面図及び遡上拡大調査の概略



「いばらきの養殖産業」創出事業

【R5当初予算額 118百万円】

(R4当初予算額 96百万円)

農林水産部水産振興課栽培・施設G (029-301-4119)

養殖産業の振興を図るため、漁業者や企業等による養殖事業への取組について、設備等導入経費の助成、技術支援、商品の市場づくり等、多面的にサポートします。

1 複合養殖新規参入促進 (10百万円) 【新規】

- ・ 本業に併せ新規に養殖に取り組む漁業者、企業等に対し、スタート経費の一部を助成。
- ・ 霞ヶ浦・北浦の不漁対策として、テナガエビの養殖技術を実証する経費の一部を助成。

[事業主体] 県内水産業者及びそれらと連携して養殖に取り組む企業・法人等

※テナガエビは霞ヶ浦・北浦で操業する漁業者等に限る。

[対象事業] 養殖・畜養の新規事業、又は既存事業の拡大 ※海面、陸上を問わない。

[助成金額] 対象経費の1/2以内、上限2,000千円 ※テナガエビは上限1,000千円。

[助成対象] 施設整備・改修、備品・消耗品等



2 養殖技術開発、ICT技術を活用したビジネス化実証事業 (98百万円)

- ・ ブドウエビ・マサバの養殖・生産技術の開発、確立

3 企業進出支援 (3百万円)

4 県産キャビアの市場づくり (7百万円)

- ・ 「霞ヶ浦キャビア」の飲食店、小売店等向けプロモーション

